

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

血液製剤使用適正化方策調査研究事業（一般課題）に関する委員会運営規程

（目的）

第1条 本研究は、血液製剤の適正使用を推進する観点から、各都道府県における課題とそれに対する取組について調査研究することを目的とする。

血液製剤の使用に関する地域の課題を抽出し、課題解決のための調査研究を行い、先進的な取組を共有することで、効果的な血液製剤使用適正化の推進につなげる。

（業務）

第2条 合同輸血療法委員会から提出された課題の概要等を評価した上で、提案書技術審査委員会において適切な合同輸血療法委員会を選定する。

2 事業実績報告書、選出された合同輸血療法委員会で実施した調査研究の研究報告書および本委員会が調査研究の結果をまとめた報告書を医薬局血液対策課に提出する。

（構成）

第3条 委員会は委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

2 提案書技術審査委員会の委員は、当委員会の委員数名と外部の者及び医薬局血液対策課に所属する者により構成する。総合評価方法は細則で規定する。

(審議)

第4条 提案書技術審査委員会は新規提案書の申請申し込み期間が終了後に

原則として集会にて開催され選定を行う。

2 時間的・環境的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。

(附則)

第5条 本委員会運営規程は令和4年9月12日から施行する。

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

血液製剤使用適正化方策調査研究事業（一般課題）に関する委員会細則

血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係わる企画書等評価基準

1 選考基準

血液製剤使用適正化方策調査研究事業に応募された研究課題は下記基準により評価し、上位最大8課題を選定する。

2 評価方法

- (1) 各申請につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。
- (2) 評価は、5段階の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。
- (3) 評価事項として、以下の事項の評価を行う。

①血液製剤適正使用推進体制

代表者及び参加医療施設、都道府県担当者、日赤血液センター等の委員会の  
枠組み、運営の効率性

②血液製剤使用事業計画

今年度予定されている適正使用研究計画の有効性と実現性、研究成果の  
活用可能性、近隣都道府県・ブロックへの取組の啓発

③血液製剤適正使用推進体制・血液製剤使用事業の発展性

現状の事業体制についての問題点の現状分析と策定された改善案の妥当性、

改善の数値目標の設定、設定された数値目標における改善の大きさ、

その実現可能性等

※問題点の分析や改善案の策定にあたっては、血液対策課長通知「血液製剤の適正使用推進に係る先進事例等調査結果及び具体的強化方策の掲示について

(別紙3：薬食血発第 0606001 平成 17 年6月6日)等を参考

(4) 評価は、申請された書類等を評価委員に送付したうえで、別添の評価

票に沿って評点を付けることにより行うこととする。全申請課題の

評価をまとめて、「血液製剤使用適正化方策調査研究事業に関する委員会

運営規程」の第 4 条に基づく審議を行うこととする。

(5) 採択課題の選定について、厚生労働省が提示した4つの課題のうち、

下記の①～⑤のいずれかの課題に対しての企画書等を提出していただき評価を行う。

① 中小規模医療機関において、血液製剤の廃棄率が低い施設の取組状況の調査

② 在宅における安全で適正な輸血管理体制が確立している地域の調査

③ へき地や離島における血液製剤の供給体制の実態調査

④ 地域における輸血に関する医療機関間連携のためのマニュアルの調査

⑤ その他、地域の状況を踏まえた全国でその先進的な取組を共有することが可能なもの